

法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第 1 問〕 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。（配点 20 点）

【事例】

被告人 X は、「平成 30 年 3 月 22 日午後 11 時ころ、豊中市〇〇町 1 丁目 15 番地先の路上において、通行中の V（当年 45 歳）に自転車をぶつけて転倒させてその抵抗を困難ならしめたうえで、V が右肩に掛けていたショルダーバッグを奪取した。」との強盗事件で起訴された（罪名・罰条「強盗・刑法 236 条」）。

しかし、X は捜査段階から一貫して「強盗はやっていない。平成 30 年 3 月 24 日午前 5 時ころに豊中駅前で職務質問を受けた際に持っていた V のバッグは、22 日の夜に路上で拾ったものである。バッグに入っていた携帯電話を持ち主に返してあげようと思ったので、そのまま持っていた。」という趣旨の弁解をしている。

X の国選弁護人に選任された弁護士 A は、勾留中の X と接見してその主張を聴取した。すると接見の際 X は、「実は警察でも話していないが、強盗は兄貴分の Y とやったことで、金を 2 人で分けた後、Y からバッグを渡されて、『携帯は持ち主に返してやれ。』と言われた。持ち主が自分の番号に電話して携帯を探すかもしれないから、バッグごとずっと持っていた。」と述べた。A は守秘義務もあるし、警察に協力する必要はないと考え、ひそかに Y と連絡をとり、X の話が事実であるとの確信を得た。

第 1 回公判期日において A は、起訴状について「本件には共犯者が存在する可能性があるが、検察官としては被告人の単独犯であるとして起訴されたのか」との求釈明をし、検察官は「その通りである」と釈明した。ところが、認否の際に X は、「強盗は Y がやったことです。自分はその後、Y からバッグを預かっていました。」と述べた。

これを受けて検察官が Y を呼び出して取り調べたところ、Y は「X だけに責任を負わせるわけにはいかない。実際に強盗をやったのは自分で、X は通行人が少なくなった時を見計らって合図する見張り役だった。」と供述した。これを受けて検察官は、Y を強盗の事実で起訴するとともに、X に対する訴因・罰条を「Y が V から奪取したショルダーバッグを、盗品であることを知りながら保管した。」との盗品等保管の罪（刑法 256 条 2 項）に変更することを請求した。

【設問】

上記【事例】中の下線部の訴因・罰条の変更請求は認められるか、検討しなさい。

〔第 2 問〕 次の①～③の用語の意味について、関連する刑事訴訟法の条文に言及しつつ、150 字程度で簡潔に説明しなさい。（配点 30 点）

- ① 再逮捕
- ② 付審判請求
- ③ 供述録取書